

■教育行政のポイント

“次世代の学校・地域”創生プラン

菱村 幸彦

さきごろ、文部科学省は、「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」(1月25日、文科大臣裁定)を公表した。同プランは、昨年末に出された中教審の3つの答申(コミュニティ・スクール、チーム学校、教員育成)を具体化するため、今後5年間(平成28年度～32年度)の改革スケジュールを示している。3答申によって、今後、どのような制度改革が行われるかは、同プランの法令改正部分を見れば分かる。で、以下に、今後の法令改正の予定をリストアップする。

コミュニティ・スクールの推進

第1は、コミュニティ・スクール。コミュニティ・スクールを全国的に推進・加速するため、次の法令改正を予定している。

- (1) 学校運営協議会制度の改革 地方教育行政法47条の5に定める学校運営協議会について、学校を応援する役割の明確化、教職員の任用に関する意見の柔軟化、学校運営協議会設置の努力義務化等の改革を行うため、平成28年度に地方教育行政法の改正法案を提出する。
- (2) 地域連携担当教職員の制度化 学校において地域との連携・協働の推進の中核を担う地域連携担当教職員(仮称)を法令上に位置付けるため、平成28年度に学校教育法施行規則を改正する。

専門性を活かすチーム体制の構築

第2は、チーム学校。教員が心理や福祉の専門スタッフ等と連携・分担する体制の整備と学校マネジメント機能の強化を図るため、次の法令改正を予定している。

- (1) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの職務の明確化 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの職務等を法令上明確にするため、平成28年度に学校教育法施行規則を改正する。

- (2) 部活動指導員の明確化 部活動の指導や単独での引率等を行う部活動指導員(仮称)を省令上明確にするため、平成28年度に学校教育法施行規則を改正する。
- (3) 学校事務体制の強化 学校の事務体制を強化するため、学校教育法37条14項に定める事務職員の職務内容を見直す。平成28年度に学校教育法の改正法案を提出する。
- (4) 学校事務の共同実施の法制化 学校事務の共同実施を行うための組織を法律上明確化するため、平成28年度に地方教育行政法の改正法案を提出する。

10年経験者研修・初任者研修の改革

第3は、教員育成。大量退職・大量採用を背景とした若手教員への知識・技能の伝承の停滞を克服するため、次の法令等の改正を予定している。

- (1) 10年経験者研修の改革 ミドルリーダー不足の解消や免許更新制との関係を整理するため、10年経験者研修の実施時期を弾力化し、中堅教員能力向上研修(仮称)への転換を図る。このため、平成28年度に教育公務員特例法の改正法案を提出する。
- (2) 初任者研修の改革 初任者研修の弾力的な運用を可能にし、2年目・3年目などの若手教員に対する研修(初期研修)への転換を図るため、平成28年度に初任者研修の運用方針を見直す。

このほか、教員養成制度改革のための教育職員免許法および教育職員免許法施行規則の改正が予定されている。また、教員育成指標や教員研修計画の整備のため、教育公務員特例法の改正等も予定されている。

(注)上記中「平成28年度」とあるのは、確定的なものではない。創生プランでは「平成28年度を目途」と記されている。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●学校管理職が押さえておくべきポイント総整理 【3月15日発売】
「チーム学校」まるわかりガイドブック

【編集】加藤崇英 A5判・136頁／定価(本体1,600円)＋税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>をご利用ください。

